

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十一年三月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 日本一のだがし売場

所在地 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社大町

住所 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五

代表者の氏名 代表取締役 秋山 秀行

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称 株式会社大町

住所 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五

代表者の氏名 代表取締役 秋山 秀行

(2) 氏名 北谷 定義

住所 瀬戸内市長船町西須恵五九九番地の二

(3) 名称 株式会社ハートコープおかやま

住所 瀬戸内市牛窓町長浜三二〇八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 長房 照勝

(4) 名称 有限会社延原手延素麺製造所

住所 瀬戸内市長船町土師六六八番地の三

代表者の氏名 代表取締役 延原 茂

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年十月二十八日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千四百七十九平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 百四十六台

(2) 駐輪場の収容台数 十台

(3) 荷さばき施設の面積 六十平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 十二立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後五時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後五時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 一箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 午前九時から午後四時まで

二 届出年月日

平成三十一年二月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十一年三月十二日から平成三十一年七月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部商工観光課